

## 商事判例研究

早稲田大学商法研究会

### 四二 除権判決で無効となった手形の原因債権の行使に対する引換給付の抗弁

平成二年四月二四日東京地裁民事第五部判決（平成元年（ワ）三三〇八号、否認権行使・売掛金債権請求事件）・  
金融・商事判例八六二号二七頁―請求一部認容（控訴）

〔判決要旨〕 手形に関する除権判決は、将来に向かって手形を無効とする一方、申立人に対し手形所持人としての形式的資格を回復するに過ぎず、除権判決前に本件手形の交付を受けて、その手形上の権利を善意取得した者がある場合に、その善意取得者の権利までも剝奪する効力を有しないものである。従って、本件手形上の権利が消滅時効によって消滅しているなどの特段の主張立証のないかぎり、本件手形を所持する善意取得者から、その支払呈示を受けて手形金請求を受ける可能性があり、その場合には振出人としてはこれを拒絶できないものである以上、除権判決の存在から直ちに、手形振出人に二重払いの危険がなくなるものとは言えない。それゆえ、既存債権の債務者がこの債権を弁済するにあたって

四二 除権判決で無効となった手形の原因債権の行使に対する引換給付の抗弁

は、その弁済のために債権者に対して振り出した手形の返還を求める利益があり、その支払いと手形の交付とは引換えに行われるべきものであるから、引換え給付の抗弁は理由がある。

〔事実〕 振出人Y（株式会社棒二森屋・被告）は、昭和六三年六月九日から七月五日までの間に発生した、Yを債務者としてA（株式会社ジャスコ）が有する売掛金債権六、二二五万五、二六二円（本件債権とする）のうち五、〇〇〇万円の支払のため、昭和六三年七月二日に、金額五、〇〇〇万円・受取人A・支払期日昭和六四年五月一日として、本件約束手形一通（本件手形とする）を振出した。Z（株式会社タツミ商店）は、AのZに対して負担する融資金および買掛金債務と相殺すべく昭和六三年七月三〇日頃本件債権のうち五、〇〇〇万円を本件手形の除権判決の確定を条件として譲渡。昭和六三年八月二日譲渡の通知はYに到達。他方Aは、手形を輸送中に紛失し、昭和六三年八月八日函館簡裁に公示催告の申立をなしていた。しかるに、昭和六三年八月三十一日、Aは支払停止になり、同年九月二日、東京地裁に対して自己破産の申告をなして破産宣告を受けている。X（福島弘栄・原告）は昭和六三年九月二日、破産者Aの破産管財人として就任。AはXを通じて、平成元年五月一日除権判決を取得、同日除権判決を呈示し手形金の支払を求めたが、Yはこれに応じなかったため、Xは、右債権譲渡に否認権を行使のうえ、本件売掛金債権五、〇〇〇万円の支払を請求する旨の訴を提起した。なお、Aがおこなった、Yに対する売掛金債権のZへの譲渡は支払停止直前であったため、Xは、破産法七二条所定の否認権を行使している。

Xの請求の趣旨は、①当該債権譲渡を否認し当該売掛金債権が破産財団に属することを確認せしめ、②当該売掛金債権の支払を命じる判決をもとめることである。

否認権の行使について、裁判所は、本件債権譲渡は義務に属せざる偏頗行為ではないが、いわゆる詐害行為の故意否認に該当するとして否認を認めた。売掛金債権が破産財団に帰属することは問題がない。したがって、次に、売掛金債権の行使と引換給付（手形の受戻の抗弁）が問題となった。Yは本件売掛金債権の請求に対して、本件手形が交付されるまではその支払を拒むと抗弁している。

〔判旨〕 主文（要旨）

① XとYおよびZとの間において、Xが本件債権を有することを確認する。② YはXから本件手

形の交付を受けるのと引換に金五、〇〇〇万円を支払え。③Xのその余の請求（平成元年五月一日から支払済まで年六分の割合による金員の支払および仮執行宣言の請求）を棄却する。④訴訟費用はXとZとの間に生じたものはZの（請求認容）、XとYとの間に生じたものはXの（請求棄却）負担とする。

理由（抜粋）

- (1) 本件債権譲渡の期日に関する証拠判断（略）
- (2) 破産会社の詐欺意思（略）
- (3) 受益者の悪意（略）
- (4) 引換給付の抗弁

「：Yは、本件債権の支払いについては本件手形の交付と引換給付とすることを求めている。／これに対してXは本件手形は既に除権判決によって無効とされているからYには二重払いの危険はないと主張する。：しかしながら、本件手形に関する除権判決は、将来に向かって本件手形を無効とする一方、Aの承継人であるXに対し手形所持人としての形式的資格を回復するに過ぎず、除権判決前に本件手形の交付を受けて、その手形上の権利を善意取得した者がある場合に、その善意取得者の権利までも剥奪する効力を有しないものである。従って、本件手形上の権利が消滅時効によって消滅しているなどの特段の主張立証のない本件においては、本件手形を所持する善意取得者から、その支払呈示を受けて手形金請求を受ける可能性があり、その場合には振出人であるYとしてはこれを拒絶できないものである以上、除権判決の存在から直ちに、手形振出人であるYに二重払いの危険がなくなるものとは言えない。それゆえ、Yが本件債権を弁済するにあたっては、その弁済のためにAに対して振り出した手形の返還を求める利益があり、その支払いと手形の交付とは引換えに行われるべきものであるから、引換え給付の抗弁は理由がある。／そして本件債権の支払いのために振り出された本件手形の交付の提供について何らの主張立証のない本件においては、Yは未だ遅滞に陥ってはいないものであるから、これに対する遅延損害金を求める請求は理由がない。」

〔参照条文〕

民法四八七条、七〇三条、手形法一七条、三九条、四〇条三項、民事訴訟法七八五条、破産法七二条

〔評釈〕 判旨に反対する。

一 本件は、手形金請求訴訟ではなく、既存債権たる売掛金請求事件であるから、かかる請求に応じて弁済しても、Xとの間で原因関係の消滅をもたらすのみで、手形債権は消滅しない。したがって、確かに、除権判決確定前の手形善意取得者が将来において現れば、原因関係消滅の抗弁は手形法一七条によって制限され、この取得者が、取得時に当該手形を善意取得していた事実を証明できればYが手形金支払の義務を負うおそれはある。

他方、当事者の間の合意により、既存債権の債務者は、支払確保のために交付した手形を受け戻すことを条件に弁済するものであるとすれば、債権者としては、除権判決の取得によってこの受戻義務を果たしたものと見做すべく、善意取得者が他に存在していることを債務者の側において証明し、もって当該既存債務の支払により不当利得が発生する旨を証明しなかり、債務者はこの履行を拒むことができないと考えられる。

なお理由の最後に「手形の呈示がないので被告は遅滞に陥っていない」という部分があるが、これは誤解である。原告は実際に平成元年五月一日に除権判決を呈示して請求をしているから被告は遅滞しているというべきである。

二 本件は、当該手形の交付により支払の担保されている既存債権の請求に対する債務者側からの受戻の抗弁の可否に関する事案であるので、まずはじめに、手形債権とその原因である既存債権の履行方法について、基本的な問題を確認しておく。

原因債権と手形債権の併存する場合に原因債務につき債務者を遅滞に付せしめる要件はいかなるものであろうか。手形・小切手行為は、それに先立って存在しあるいは存在の予定された一定の法律関係（または法律関係の形成・

変動を生じようとする意思)を實質的理由として行われる。この實質的理由は原因と呼ばれている。原因に該当する法律關係が、手形行為の当事者間に存在する既存債務である場合には、①更改または代物弁済の意思が明示され、かかる手形債権の発生により既存債務が消滅する場合もあれば、②更改または代物弁済の意思が明示されないがため、かかる手形債権の発生によっても既存債務は消滅することのないまま併存し、手形債権の行使によって当事者が満足を得ることで初めて消滅する場合もある。

手形債権と既存債権とが右②のように併存し、両債権とも原債権者を変更せず、どちらもが履行期にある場合、債権者は何れの権利を先に行使すべきであろうか。当事者の合意により「支払のために」と「支払の担保のために」との場合を分かち、「支払の担保のために」であれば債権者はどちらを先に行使するも自由であるのに対し、「支払のために」の場合にはまず手形債権から行使すべきであるとする考え方がある(大橋光雄「支払方法としての手形振出と弁済方法」商法研究会編・商事法判例研究(3)昭和十三年度三四三頁、大野實雄「振出人と受取人との關係」手形法・小切手法講座(2)一一二頁)。すなわち、手形の呈示をしないで既存債権の履行を催告しても、債務者は履行遅滞に付せしめられないというのである。

支払のために振出された為替手形の振出人と受取人との間では、支払人に手形を呈示して請求したにもかかわらず支払のなかつた場合に、拒絶証書作成手続をとらなくとも、債務者は、既存債権につき遅滞に付せられる(大判大正六年五月二五日民録二三卷八三九頁)。他方、支払の担保のために手形が交付される場合には、既存債務の履行期日に既存債権も証券的債権であればその証券を呈示すれば、手形の呈示なくして債務者は、既存債務の債務者として遅滞に付せられることになる。

このような原則の説明としては、「支払のために」の場合には、既存債権の行使方法に関する合意が存在しているからであると考える他にないであろうか。これに対し、「支払の担保のために」の場合、手形行為の原因は、既存債

務の履行遲滞なる偶発事象をもって合意の効力により発生する担保権の實行という目的であり、論理的に既存債権における債務不履行が先行してないと手形債務の目的自体が欠如してしまふものと考えられることもできよう。

三 弁済者は、既存債務の支払の目的または支払担保の目的で交付した手形の受戻を求めることができようか。「支払の担保のために」手形が交付されている場合には、既存債務の履行方法そのもの変更があるのではなく、既存債務が履行されれば手形は手残り手形となるので、合意に基づく返還義務が発生する。では、「支払のために」手形が交付されている場合にはどうなるであろうか。

手形法三九条は、手形金を支払う時に、支払人が所持人に受戻を求めうる旨を定めているが、原因債権を履行する場合においても、債務者は受戻を求めうる旨と解されている（最判昭和三五年七月八日民集一四卷九号一七二〇頁、後掲）。けだし、原因債権の履行はあくまでも手形債権を消滅させるものでなく、当事者間での原因関係消滅の抗弁となるにすぎないから、この手残り手形を債権者が第三者に流通せしめれば、その所持人からの請求に応じなければならぬ債権者は二重払いをすることになり、債務者は原因債権における弁済受領者に不当利得返還請求訴訟を以て利得を取り戻すという迂路を強いられるかもしれないからである。なお、裁判所は手形の返還と原因債務の履行とが、同時履行の関係に立つものと表現している。以下、既存債務の履行と手形受戻権に関する判決例を若干検討する。

大判昭和十三年一月二十九日（法律新聞四三三九号一〇頁、大橋前掲三四一頁）

原告・上告人甲は時価五、〇〇〇円の新車の自動車を被告・被上告人乙に売却したが、その代金については、三分の一は乙が有していた中古車による代物弁済とし、残額については月賦による支払とし、この月賦の支払の担保のため約束手形を振り出させた。

然るに、月賦金の支払がなかつたので甲は合意にしたがって契約を解除し、新車の引渡訴訟を提起。第二審は、手形債権を先に行使すべきであつて、履行期の到来で直ちに履行遲滞になるのではないから契約は解除できないとして甲の請求を棄却した。大審院は履行遲滞に関する原審の判断を支持しつつ「月賦金債務ノ履行ヲ求メラレタル場合ト雖モ、右手形ト引換ニ非ザレバ弁済ヲ為

スワ要セザルモノト解スルヲ相当トスベシ」とした。

思うに、本件は「支払の担保のため」の手形振出であるから、履行期の到来と共に債務者は遅滞に陥っているのであるから解除には理由がある。この点で大審院の判示は批判を免れ得ない(同旨、大橋)。ただ、もしそう理解しても、引換給付の抗弁は認めることができるから、結論においては問題がない。とにかくこの判例は引換給付の抗弁を認めた先例として後の最高裁判決でも言及されている。たとえば、次の事件である。

最判昭和三三年六月三日(民集一二卷九号一二八七頁)

被告・控訴人・上告人Yは、原告・被控訴人・被上告人Xの仲介で訴外B商店から金融を受けるため、訴外A信用組合が昭和二年一月三日振出した持参人式小切手を差し入れ、昭和二年一月三日および二年一月一日両日で合計金五万三、〇〇〇円の融資を受けた。Bは、本件小切手を左記貸金の返済期に呈示、不渡りとなり、本件小切手は、Yの代わりにBに返済をなしたXに返還された。XはBを代位し貸金の返還を請求。

第一審では小切手に関する主張立証認定一切なし。第二審においてYは小切手との引換給付の抗弁を提出するが裁判所は、上記昭和十三年判決を先例としつつも小切手が時効消滅していることを理由に請求認容。Yは上告理由において本件小切手が呈示されていることは原審の認定していない事実だとし、Xが時効消滅を裁判上援用していないと主張。

第三小法廷は「Yは原審において、本件貸金については、右小切手の返還を受けると引換に支払うべき旨の同時履行の抗弁権を提出したのであり、…原判示のような時効完成の事実は、原審において、ながら被上告人の主張しなかったところであるから、原判決は当事者の主張しない事実を認定した違法があり…一部破棄を免れない」(全頁一致)とした。

思うに、本件はY自身が手形債務者でなかったのが他の事案と異なっている。これを見てもわかるように、手形の実質関係とは、手形当事者として直接の相手方であったかどうかで決定されるものではなく、引換給付の抗弁も

（本判決のように同時履行の抗弁といつてよいかどうか疑問もあろうが）実質的に不当利得を発生させるような関係であるかどうかで決定される。この場合Aが直ちに二重払いすることになるとはいえない。AとYとの関係は独立の利益主体でなかったと考えるほかないであらう。

次に、手形債権と既存債権とが併存していて、一方の債権が譲渡されてはじめての債権者が対価を取得しているような場合はどうか。ここでは手形が裏書されている場合を取り上げる。このような場合については次の判決例がある。

最判昭和三五年七月八日（民集一四卷九号一七二〇頁） 被告・控訴人・上告人Yaは、原告・被控訴人・被上告人Xに対して負担する、絹布の売買代金支払担保のため、昭和二四年一〇月二二日本件自己宛為替手形振出・同日引受をなし、二五年二月二六日まで一部支払を果たしている。被告・控訴人・上告人Ybは、二五年二月二六日、上記商品買掛代金債務を残額五〇万円につき重畳的に債務引受している。Xは訴外A銀行にこの手形を割り引かせ、裏書をなしているが、Yaが代金支払を遅滞しているため（手形は不渡りになったものと思われる）引用者、Yらに代金債権の支払を求めて訴えた。なお、本件既存債権を支払えばXはYらに本件手形を無効とする旨の文書を交付する、という合意が成立している。

第一審請求認容。第二審は裏書禁止の特約のない本件でXは手形を裏書しうるものであり、しかもXが遡求義務を負うこととなるまで本件既存債権は消滅しないとして請求認容。上告理由においてYらは、二重払いの危険があるのでXはXに（？）手形を回収するまでは既存債権を行使できないとしたうえ、「既存債権を支払えばXは本件手形を無効とする旨の文書を交付する」という合意は無意味であると主張。

第二小法廷は「Yらは原審において（同時履行の）かかる抗弁を提出した形跡がない」「本件当事者間には『本件五十万円の債務を決済した後、Xから右手形が無効に帰した旨の証明文書を手交する』旨の特約が成立したというのであるから、既存債務の履行と手形の返還とが同時履行の関係に立つものでない」（全員一致）として上告棄却。

「無効の証明文書」はここでは私文書を指しているが、もしこれが除権判決であれば、いまわれわれが検討して

いる平成二年の事案と共通の議論になるわけである。

四 では除権判決の排斥力はどう解すべきものであろうか。除権判決は、有価証券が本来無効であったことを確認する確認判決ではなく、有効であった証券を失効させる一種の形成判決である（上柳支部「株券の除権判決」ジュリスト商法の判例第三版四七頁）。この効力を一般に消極的効力とよぶ（民事訴訟法七八四条一項）。除権判決により無効宣言された証券で権利を行使することはできず、これを裏書して譲渡することもできない。支払人はこれに支払っても判決取得者からの請求あるときは免責されない（竹田省「喪失せられたる手形の除権判決」商法の理論と解釈六九二頁）。

これと同時に、除権判決には喪失所持人＝申立人の形式的資格 Legitimation を回復せしめる効力がある（同七八五条）。これを積極的効力とよぶ。本件で裁判所は、原告が、自ら支払呈示による請求をした事実を主張立証していない、として遅延損害金を否定しているが、これは除権判決の積極的効力を考慮すれば、問題のある判示である。積極的効力によって判決取得者は「手形の占有を失ひたるに拘らず之を回復したると同一の地位に於いて其権利を行使するを得しむと言ふも義に於て異りなし」（竹田・前掲六九三頁）。ただし、手形そのものの回復ではないので、申立人は裏書譲渡ができず、支払の拒絶があっても拒絶証書の作成ができないという点で異なっている。

申立人を、実質的権利者に限り、無権利者に形式的資格を回復させることは「不必要かつ不当である」（鈴木竹雄「除権判決」民事訴訟法講座五卷一四八〇頁）とする学説もあるが、除権判決とは、論者自身も認めるように、「実質的権利を確認する確認的効力を有するものでもない」（同一四九四頁）のである。もしそのような効力を認めれば、「盗取者、故買人にも資格はある」（大塚龍児「有価証券の除権判決について」北大法学論集三一巻三三四号II一四六〇頁）から、証券をわざわざ滅失したことにして、証券の無権利者が除権判決によって権利者となってしまうが、このようなことは誰も認めないであらう。だからこそ申立人は、「実質的権利者たることを要すと解すべき法律上の根拠存することなし」（竹田・前掲六九四頁）。仮に実質的権利者に限ると解釈したところで、「公示催告手続においては実質的権利を確認するこ

とが制度的に保証されているわけではない」（大塚・前掲一四五九頁、民訴七八〇条参照）。

それでは、公示催告期間中に善意取得はおこりうるのであろうか。権利の取得が手形の有価証券たる性質に基づいてなされる証券所有権の擬制であるとし、権利行使の時点で、手形が有価証券でなければこの擬制がはたかかないとする一部の考え方はさておき、権利の取得とは取得時における手形の有価証券であることにより生じるとする一般的理解によれば、おこりうるといわざるを得ない（竹田・前掲六九七頁）。なぜなら、公示催告自体は法律関係を變動せしむる効力がないからである。除権判決には遡及力がない。形成判決といっても、株主総会決議取消のように瑕疵が始めから存在していた場合と異なって、「それ自体としては何らの瑕疵もなかった証券についてなされる除権判決の場合には、証券が有効であることを前提としておこなわれていた取引の効力がくつがえされることによる法律生活の不安定」（上柳・前掲四七頁）を生じてまで遡及効を認めるべきではないからである。したがって、喪失後除権判決以前の善意取得者が現れたときには、判決取得者は実質的無権利者になる。

— 除斥説の立場から しかるに債務者が、判決取得者には実質的無権利を抗弁し、善意取得者にはその占有する証券が無効であると抗弁するのを認めれば、結果は不当にならう。「論理上は之を決定し得べき場合に非ざるが故に、實際上何れが一層保護せられるべき者なりやの見地より之を定むべく（…以下略）」（竹田・前掲六九七頁、善意取得者は公示催告中に、権利を届出るか、直接債務者に請求するかしなければ、やがて除権判決によって権利を除外されることを甘受しなければならぬ（竹田・前掲六九二頁）。六か月以上の公示催告期間は、いうなれば申立人と善意取得者の「両者の調整点」（大塚前掲一四六一頁）であるといわねばならない（この説は公示催告により取得者がすべて悪意と擬制されることを主張するものではない。いうまでもなく公示催告中に善意取得のありうることを認めた上で、なお権利不届善意取得者の除斥を主張するのである）。権利を届出れば、善意取得者は、除権判決正本の引渡を申立人に請求できると解するべきであらうか（小橋一郎「白地手形の除権判決」商法論集Ⅲ二一八頁における、ドイツの学説の紹介を見よ）。申立人への支払は有効な弁

済であり、支払人をはじめ、免責はすべての手形債務者のためにはたらくから、善意取得者は遡求権さえ失うことになる。

—非除斥説の立場から 除斥説に対しては、公示催告を見て善意取得者が権利を届出ないことにより、手形金の受領者である判決取得者に対する、所持人の求償をも排除するのは衡平を欠くという批判がありうるであろう。たとえば除権判決の取得が虚偽の申立にもとづくものであったときでも、この者への不当利得返還請求権までも失うことを認めてよいものであろうか。除権判決の積極的効力は、支払人が申立人に対し、証券紛失直前において無権利であった旨の抗弁を対抗するという不合理を回避するという目的の範囲内で実現されればそれで十分なはずである(善意取得がおこっているかもしれないから無権利であるかもしれないという抗弁は許すべきではないであろう)。消極的効力についていえば、権利届出に懈怠する善意取得者は、自己の証券がいつのまにか無効になり、除権判決取得者への求償の労を負担するという不利益を受けなければよいのでないか(木内宜彦・手形法小切手法第二版一八六頁)。ちなみに、このように解することにより、我が国の有価証券に関する公示催告・除権判決手続は、少なくとも、除権判決確定前の善意取得者の地位に関するかぎりは、結果的に、いわゆる英仏系の手形喪失への救済手段—証券の無効宣言を認めない代わりに、保証人の差立を条件に証券上の権利の行使を認め、善意取得者があとから判明した場合には専ら申立人受領者が証券取得者に償還義務を負うものとする制度—と接近するのではないであろうか。

さて、いずれの立場が正当であろうか。まず疑問なのは、除斥説が「論理上これを決することができない」、とする点である。除権判決に遡及力がなく、善意取得は取得時に発生すると考えれば、署名者たる者は、判決取得者には無権利を抗弁し、善意取得者には証券の効力なき旨を抗弁し、いずれにも支払う義務なき地位にあるといわざるを得ない。しかし、無権利の抗弁とは、現行手形法四〇条三項において、支払人が、呈示人の無権利たることを知り、これを容易に証明—裁判上の証明—という意味である—する手段を有しながら、故意または重過失により支払っ

たことで真正の権利者との関係で免責を受けず、これが悪意の非償弁済(民法七〇五条参照)となってしまうおそれがあるとき、支払を拒絶すべき正当な事由を有することを意味するのであって、真正の権利者がほかにおり、その者から責任を追及されうることを具体的に証明しなければ援用できないのである。したがって、善意取得者に対して証券の効力なき旨を抗弁することができずに責任を負うことの確実な場合にしか判決取得者には無権利を抗弁できないのであるから、論理上も除斥説の主張するような危惧はないものといえるのではないであろうか(ジュネーヴ統一契約の正文によれば、手形法四〇条三項の「悪意」は、*fraude*とされており、むしろ「詐欺」と訳すべき内容のものであるとされている。すなわち形式的資格者の無権利であることにつき確実な証明手段を有するにもかかわらず支払ったというような、実質的権利者への積極的詐害をもって「悪意」と解されているようである)。支払人が善意取得者の存在の証明に失敗した結果支払をなしたとしても、善意取得者としてはなお、判決取得者兼手形金受領者に対して不当利得または不法行為による責任の追及が可能であろうから、不当ではない。権利の届出をしなければ、公示催告手続は中止されず、実体的権利関係とは無関係に、善意取得者は形式的資格を失い、支払人および受領者に対する不当利得・不法行為による償還の労を負担する不利益を受けるのであるから、何も除斥してしまつてまでいふ必要も理由もないといわざるを得ない。むしろ、除斥という表現は、除権判決は形式的資格の回復であつて権利関係を遡及的に変動させるものではないといふ共通の理解に反するし、除権判決取得者に支払人が善意で支払えば免責されるという意味でのみ用いるのであれば、この用語法自体が不適切である。

本件におけるように、被告が善意取得者の存在と自己のこの者に負担する責任の発生を証明していない事案では、除斥説に立てばいうまでもなく、非除斥説の立場であつてさえ、被告の受戻の抗弁は認められない事案である。しかし、それは手形金請求事件であつたならばの話であつて、本件は被担保債権の請求である。原因関係についていくら弁済しても、それは原因関係消滅の抗弁であつて、手形関係の消滅ではない以上は人的抗弁にすぎず、支払人

は、除権判決確定前の善意取得者に対しては、いちおう手形法三九条・四〇条三項の問題とは無関係に責任を負うことになるようである。ただ、昭和三五年の最高裁判決におけるように既存債務の支払についても「支払のため」交付された手形の受戻請求権を有すると理解される理由は、「二重払いの回避」という利益衡量に依拠する解釈であった。この「回避」は、右に述べたように結局不当利得の回避を意味していたから、不当利得を発生させる具体的な要件事実の立証をもつてのみなすべき抗弁であると考えてよいのではなからうか。すなわち、本件においては、原告の手形上の無権利を被告において証明しておらず、単に二重払いを危惧するにとどまるのであり、受戻の抗弁自体は除権判決の呈示をもって破られるものといわざるを得ない。

(柴崎 暁)